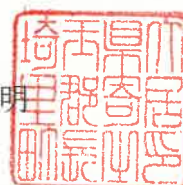


寄居町告示第103号

町立学校給食センター調理等業務について、公募型プロポーザル方式により受託者を公募するので、次のとおり公告する。

令和7年6月16日

寄居町長 峯岸 克明



1 業務概要

(1) 業務名

町立学校給食センター調理等業務委託（長期継続契約）

(2) 業務場所

寄居町大字鉢形208番地1 寄居町立学校給食センター

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和10年7月31日まで

(5) 提案上限額

345,214,100円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) スケジュール

項 目	日 程
実施要領の配布（町ホームページで公開）	令和7年6月16日（月）～7月8日（金）
実施要領等に関する質問の受付期限	令和7年6月27日（金）
質問に対する回答	令和7年7月4日（金）
業務提案書類の受付期限	令和7年7月11日（金）
一次審査結果通知	令和7年7月18日（金）
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和7年7月28日（月）
二次審査結果通知	令和7年7月下旬
選定事業者の決定	令和7年7月下旬

2 参加資格要件

本プロポーザルの公告日において、寄居町入札参加資格者名簿に登載されており、かつ、次に掲げる事項をすべて満たさなければならない。

- (1) 学校給食調理業務において、1日当たり1施設2,000食以上の実績を有している者であること。
- (2) 関東圏内（1都6県）に本社又は事業所を有していること。

- (3) 過去5年以内に学校給食業務において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業停止の処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生管理の対応が確認できる場合は除く。
- (4) 製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく損害賠償責任を履行するため、業務期間を保険期間とし、対人賠償額を定めた生産物賠償責任保険に加入することが可能な者。
- (5) 次のいずれにも該当しない者
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
 - ② 寄居町の指名停止措置を受けている者。
 - ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。
 - ④ 最近1年間の法人税、消費税及び法人市町村民税を滞納している者。
 - ⑤ 寄居町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年寄居町告示第189号）に基づく指名除外の措置を受けている者。